

第五号様式（証票）（第十四条関係）（平29国交令38・追加、令元国交令7・一部改正）
（表）

	第 _____ 号 官職 _____ 氏名 _____ _____ 年 _____ 月 _____ 日生	道路運送車両法第75条の6第2項の 検 査 員 証 _____ 年 _____ 月 _____ 日 発行 _____ 年 _____ 月 _____ 日 限り有効
← 3センチメートル → 4センチメートル 写 真	国土交通大臣	印
9センチメートル		

(裏)

(道路運送車両法抜粋)

第75条の6 国土交通大臣は、第75条第7項及び第8項、第75条2第4項及び第5項並びに第75条の3第5項及び第6項の規定の施行に必要な限度において、第75条第1項の規定により自動車の型式について指定を受けた者、第75条の2第1項の規定により特定共通構造部の型式について指定を受けた者若しくは第75条の3第1項の規定により特定装置の型式について指定を受けた者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第106条の4 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(3) 第63条の4第1項若しくは第75条の6第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第111条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は所有し、若しくは使用する道路運送車両に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

(1) 第106条の4 2億円以下の罰金刑